

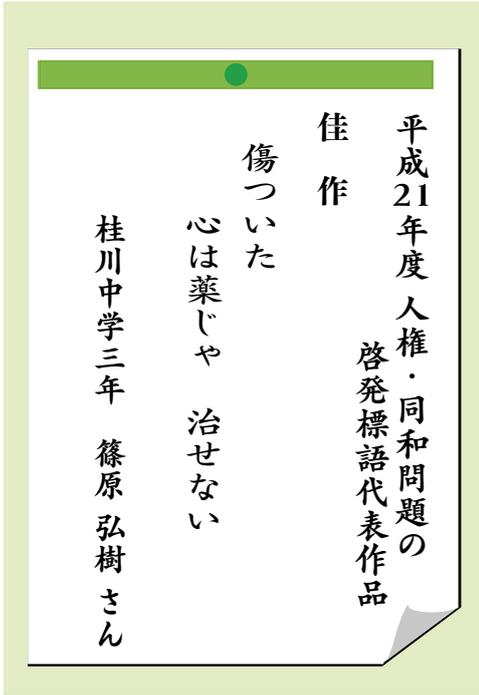
3 後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する“高額医療・高額介護合算療養費制度”が始まりました。この制度は、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が、一年間に支払った医療保険自己負担分と介護保険の自己負担分を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

支給の対象となる被保険者の方には、お知らせの通知を2月中に送付しています。ただし、下記①～③に該当する方には、支給対象となる旨のお知らせができませんので、自己負担された領収書等を再度ご確認ください。

《平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月末までの間に》

- ①他の市町村から転居してこられた方
- ②他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方
- ③死亡等で資格喪失されている方



人のうごき (平成 22 年 1 月末現在)

内 訳	前月比	前年比	
人 口	14,350 人	-21	-85
男 性	6,739 人	-1	0
女 性	7,611 人	-20	-85
世帯数	6,068 戸	-12	49

水道修繕当番 (水は大切に)

3 月

福沢水道設備店 ☎ 65・1172
福豊設備工業 ☎ 72・0714

4 月

谷口住設 ☎ 65・3253
(株)草場 ☎ 72・0122

納税のお知らせ (3 月の納期限)

国民健康保険税 第 10 期分

- 納税には、便利な口座振替を！
詳しくは、税務課 収納係 (☎ 65・1076) までお問合せください。

平成 21 年度の支給要件・支給額

基準額 該当要件	Step1	Step2
	平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月末までに支払った医療保険・介護保険の自己負担額の合計が下記の基準額を超える場合、超えた額 (A) を支給	平成 20 年 8 月から平成 21 年 7 月末までに支払った医療保険・介護保険の自己負担額の合計が下記カッコ内の額を超える場合には、超えた額と A を比べ、多い方を支給
① 平成 21 年 7 月 1 日現在で被保険者証の負担割合が「3割」の方	89 万 500 円	(67 万 500 円)
② ①、③、④以外の方	75 万 500 円	(56 万 500 円)
③ 非課税世帯の方	41 万 500 円	(31 万 500 円)
④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下の方 (※)	25 万 500 円	(19 万 500 円)

(※) 世帯員全員の所得が 0 である世帯に属す (公的年金等控除額は 80 万円で計算) または、非課税世帯に属し老齢福祉年金受給者

上記の支給要件を参考にして、支給の対象となるかどうかご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点についてはお問合せください。

問合せ先・申請窓口

保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65・1097